省令

○総務省令第四十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十七日

総務大臣　高市　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の表示） **第四条の四**　空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。	（空中線電力の表示） **第四条の四**　［同上］

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
A～C	［略］	［略］
D		(1)　インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、航空機地球局のインマルサットBGAN型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型及びインマルサットBGAN型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力（$\overline{pY}$） (2)　略
F～V		［略］

［2～4　略］

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
A～C	［同上］	［同上］
D		(1)　インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型及びインマルサットBGAN型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力（$\overline{pY}$） (2)　同上
F～V		［同上］

［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。